

平成 31 年 3 月 28 日

関係者各位

事業者名 高知県農業協同組合
代表理事組合長 武政 盛博

訴訟の判決に関する件について

平成 29 年 5 月 2 日に旧土佐あき農業協同組合が提起した訴訟につきまして、平成 31 年 3 月 28 日、東京地方裁判所による判決の言い渡しがありました。

残念ながら同裁判所においては、当農協の主張及び請求が認められない結果となり、排除措置命令が維持されたことは極めて遺憾であり、直ちに判決内容を検討の上、控訴する方針です。引き続き、ご支援をお願い致します。

なお、本件に関する内容・経過等につきましては、以下の通りです。

記

1. 判決があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所
- (2) 年月日：平成 31 年 3 月 28 日

2. 訴訟の内容

旧土佐あき農協を原告とし、公正取引委員会を被告として、同委員会の旧土佐あき農業協同組合に対する平成 29 年 3 月 29 日付け排除措置命令の取消を求める訴訟

3 訴訟の経過

H 2 9 . 5 . 2	訴訟提起
H 2 9 . 6 . 1 5	第 1 回口頭弁論
H 2 9 . 7 . 2 6	第 2 回弁論準備
H 2 9 . 9 . 2 8	第 3 回弁論準備
H 2 9 . 1 2 . 6	第 4 回弁論準備
H 3 0 . 2 . 2 1	第 5 回弁論準備
H 3 0 . 4 . 2 6	第 6 回弁論準備
H 3 0 . 6 . 2 1	第 7 回弁論準備
H 3 0 . 7 . 3 1	第 8 回弁論準備
H 3 0 . 1 0 . 4	第 9 回口頭弁論 証人尋問
H 3 0 . 1 2 . 2 0	第 1 0 回口頭弁論
H 3 1 . 1 . 1	高知県農業協同組合の合併

H 3 1 . 3 . 1 4 判決言い渡し予定（延期）

H 3 1 . 3 . 2 8 判決言い渡し

4 今後の対応

直ちに判決内容を精査し、上級裁判所である東京高等裁判所に控訴する方針である。